

議第95号

地方独立行政法人京都市立病院機構定款の変更について

地方独立行政法人京都市立病院機構定款の一部を次のように変更する。

平成27年 5 月18日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

別表 2 京都市立病院の項中 「 27,513.55 」 を

「 27,513.55 (平成26年 3 月改修後27,499.10) 」 に改め, 「北館」の右に「(平成26年 6 月除却)」を,

「東看護宿舎」の右に「(平成25年 6 月除却)」を, 「南看護宿舎」及び「北看護宿舎」の右に「(平成25年 5 月除却)」を加え, 「R I 棟」を「北別館

(旧 R I 棟)」に, 「 1,227.43 」 を 「 1,227.43 (平成26年 1 月改修後1,049.65) 」 に改

め, 「院内保育所」の右に「(平成27年 2 月除却)」を, 「車庫」の右に「(平成26年 3 月除却)」を, 「ポンプ棟」の右に「(平成25年 6 月除却)」を加える。

附 則

この定款の変更は, 総務大臣の認可があった日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人京都市立病院機構が, 本市から承継した権利に係る財産である建物を改修し, 又は除却したこと等に伴い, その旨を定款に規定する必要があるので提案する。